

平成 28 年

第 16 回 定例委員会

# 会 議 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成 28 年 第 16 回 <input checked="" type="radio"/> 定例 <input type="radio"/> 臨時委員会 会議録			
委 員 会 日 程			会 場
開会日時	平成 28 年 11 月 28 日 午前 <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 1 時 30 分		佐渡市役所 両津支所 3 階 第 2 会議室
閉会日時	平成 28 年 11 月 28 日 午前 <input checked="" type="radio"/> 後 <input type="radio"/> 4 時 18 分		
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分		
出 席 委 員	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員	
1 番委員 佐藤 辰夫		金子 眞理	
2 番委員 仲川 正道		中村 友子	
3 番委員 金子 眞理			
4 番委員 中村 友子			
5 番委員 児玉 勝巳			
議 案 説 明 の た め 出 席 し た 職 員			
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治  書記（庶務係）土屋 康洋		社会教育課 課長 越前 範行	
傍 聴 人	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	有 の 場 合、別 紙 の と お り	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり		

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
<p>議案第 51 号 佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について</p> <p>議案第 52 号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 53 号 佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について</p> <p>議案第 54 号 佐渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について</p> <p>議案第 55 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）</p> <p>議案第 56 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）</p> <p>議案第 57 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）</p> <p>&lt;協議事項&gt; 佐渡市教育振興基本計画（素案2）について</p> <p>&lt;報告事項&gt;</p> <p>1 学校の諸問題について</p> <p>2 その他</p> <p>&lt;その他&gt; 次回定例会開催日</p>		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

<p>・佐藤委員長</p> <p>・委員全員</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・佐藤委員長</p> <p>・越前社会教育課長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後1時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定刻になりましたので、ただいまから平成28年第16回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li><li>・ 初めに、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第21条の規定により、金子委員と中村委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願ひします。</li><li>・ 日程第2、議案第51号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」を議題といたします。本議案は人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により、秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</li></ul> <p>・ 挙手</p> <p>・ 全員挙手であります。</p> <p>・ それでは、第51号を秘密会とすることといたします。</p> <p>・ なお、発言の際は挙手をした上、指名を受けてから発言するようお願いいたします。</p> <p><b>【秘密会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ それでは、異議なしと認めます。</li><li>・ よって、議案第51号「佐渡市教育委員会職員の分限処分に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。</li><li>・ 次に、日程第3、議案第52号「佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li></ul> <p>・ それでは、4ページからになります。議案第52号、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本案につきましては、社会体育施設である真野運動広場を廃止しまして、真野中学校のグラウンドに所管替えをするため、条例の改正を行うというものであります。経過を申し上げますと、真野運動広場につきましては昭和56年に真野野球場として整備をいたしまして、平成24年4月から名称を真野運動広場、用途を多目的グラウンドに変更しております。平成27年2月に真野中学校から専用グラウンドの要望がありまして、教育委員会で以前協議をさせてもらったんですが、所管替えするという方向で話はさせてもらったところでありまして、真野の運動広場の利用者につきましては、現在主に地元の野球チームと、それから真野中学校の部活で利用されております。真野中学校のグラウンドに所管替えした場合につきましては、学校開放という手続で地元の野球チームは今までどおり土日に利用できるということから、利用者からの了解は得ています。</li><li>・ なお、本案が通りますと施行につきましては平成29年4月1日からということで、今後また議会の方にもこれを上程するということになっております。</li></ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それで、5ページからについては条例の一部改正ということで、別表のところでは、6ページ、新旧対照表ですが、旧のところの真野運動広場、これを削るということになります。別表第1のところの真野運動広場を削るというのが今回の一部改正条例ということになります。7ページがその平面図ということで、配置図が載っていますので、ご覧いただきたいと思います。佐渡市陸上競技場がありますけれども、これで見ますと上の方ですが、真野運動広場ということでございます。先程言いました主に地元の野球チームや現在真野中学校の部活で利用しているということでもあります。</li> <li>・ 以上です。</li> <li>・ それでは、質疑等はございますでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ それでは、異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第52号「佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第4、議案第53号「佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ それでは、議案第53号ですが、9ページ、10ページであります。佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定ということでございます。</li> <li>・ まず、就学援助制度そのものでございますが、ご存じのとおり経済的に困窮しておる準要保護児童生徒の保護者に対します義務教育にかかわる費用の一部を援助しています。その支給の時期につきましては、8月と12月と3月、3回に分けて支給させていただいております。そもそもこの就学援助制度の仕組みでございますが、学校教育法において経済的就学困難者への援助義務という規定が根拠法令となっております。今現在佐渡市の認定の基準でございますが、生活保護世帯の所得基準おおむね1.3倍までを対象としております。なお、第1回目の支給が8月となる理由ですが、保護者からの申請期限が4月末となっております。認定の基準が前年度の所得ということになりますので、その所得が確定する時期が6月になります。その後の認定作業ということで、第1回目が早くても8月の支給となっております。</li> <li>・ 今お配りしました資料の表ですが、この下の段の方に援助の内容ということで記載があります。学用品費がございまして、以下1番下の医療費まで9品目となっております。このうち、表の2番目ですが、新入学児童生徒学用品費がございまして、この2番目の内容について今回、改正をするものでございます。この新入学児童生徒学用品費については、それぞれ小学校1年生に入学する際、中学校1年生に入学する際に、その入学したときの</li> </ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 仲川委員</li>   <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<p>8月に支給していましたが、一般質問等から支給の時期は入学する前に支給の方がより効果的であるという指摘がございまして、学校教育課としましては保護者のアンケートをとった結果、やはりそのような要望が多かったということで改正をさせていただくものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の改正の中身につきまして、議案の10ページです。新旧対照表で言いますと第4条、援助品目並びに支給額、これ改正前は(略)になっておりますが、1号から9号が左の表にございます9項目であります。そこに今回第10号としまして「市内中学校進学学用品費」ということで項目を新たに設定いたします。この設定をすることによりまして、今後の援助のあり方のイメージですが、小学校6年生において就学援助を受け、かつ、来年度佐渡市内の中学校並びに中等教育学校の前期課程に進学する世帯に対して一律前倒しの支給をします。したがって、前倒しの支給をしておりますので、その世帯では来年度これまで通常行っておりました新入学の学用品費につきまして支給はしません。ただし、今年度就学援助の対象にならなかった世帯が来年度新たに所得等の要件が変わって認定される、あとは転入等も想定されますので、そういったことから小中学校の新入学児童生徒学用品費の制度はそのままにしておきますが、新たに中学校の入学予定者に対し、小学校6年生の段階で支援すると、そのような改正の内容になります。したがって、中学校の進学の学用品費については中学校に入学する者である小学6年生を対象にします。これまでどおりの運用は新入学学用品費については、中学校に入学した者である中学1年生を対象にするというふうに使分けをしていきたいと、このように考えております。</li> <li>・ 以上です。</li> <li>・ 質疑ございますでしょうか。ありましたらお願いします。</li> <li>・ 小学校6年時に中学校進学のための学用品の準備ということで支給するということが、中学校によってクラブ活動費とか生徒会費、PTA会費等、例えば市立と県立の中等は違いますよね。どこへ進学するのかというのを確認した上で支給するという、そういう意味ですね。</li> <li>・ はい。進学の調査を必ずします。</li> <li>・ 他にございませんか。</li> <li>・ 佐藤ですが、お願いします。(10)として市内中学校進学学用品費と、こういうふうに書いてありますが、市内中学校というこの表記はどうかかなと思うんですが。と申しますのは佐渡市の就学援助事業実施要綱によれば、その目的は云々であって、小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程におけると明確に目的のところにすみ分けしておるんですが、その辺り市内中学校ということで中等教育学校の子どものもちろん対象ということのようですが、その辺の表記はよろしいんですか。</li> <li>・ 第1条に小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒には、14条(2)によると新入学児童生徒学用品費と、こういうふうに系統だっている</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>ようですが。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そこまでの細かい費目としての記載は必要ないというふうに判断させてもらいました。</li> <li>・ 市内中学校と言った時には中等教育学校前期というのは入るのか、入らないのか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1条の目的の中でうたっておる関係で、そういったものは必要ないというふうに考えておりますけれども。</li> <li>・ よろしいでしょうか。それであれば。あえて目的のこの部分……</li> <li>・ ちょっと申しわけない。第1条をもう1回読み上げていただけますか。</li> <li>・ 第1条、この告示は経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、学校教育法第19条の規定及び関係法令に基づき、学用品費等の必要な費用の援助を与えることにより、小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程における義務教育の円滑な遂行に資することを目的とする。就学援助を受けることができる者は、市内に居住し、小学校、中学校、又は中等教育学校の前期課程に在学する児童生徒の保護者ということになっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2条にも改めて書いてありますね。</li> <li>・ ということは、ここで市内中学校進学学用品と書いた場合に中等教育学校も含めるということは間違いのないわけですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それはもともと想定していますが、そこまでの細かな記載については必要なかったと。</li> <li>・ 1条にも2条にもきちっと中等教育学校の前期課程の保護者に対しと…</li> <li>・ 混同のおそれがあるのであれば、市内中学校等と書いておく方がよいし、まったくないのであればこのままで含むということを前提に考えればよいし、どちらでも。特別支援学校はどうなの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校に通っているお子さんは、そちらの方から……</li> <li>・ 別の就学援助があります。</li> <li>・ 別口なんですね。</li> <li>・ 今の件、再度ちょっとまた……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この件については、係内で、今委員の皆さんがおっしゃったところを協議しました。中等をきちんと入れるべきか、あと「等」を入れた方がよいかということで、今回は広い意味でここでは定義はしていないんですけども、市内中学校にみんな含めている という解釈でこういう表記にしましょうということで確認しました。ですので、中等もちろん入りますし、ただ言われるように1条、2条とちゃんとしているので、こここのところだけ略していいのかどうかという議論はあったのですが、今回は「等」を入れると今度いろんなことも含まれてしまいますし、そのこともあってこの表記にするということで係内では話し合いました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前2条のところでも市内中学校（県立中等教育学校含む。）というふうに書</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊藤学校教育課長補佐</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>いてあればそれですんなりくるんですよ。その経過があるんであればいいんだけど、ここへ来て急になくなってしまっているもんだから、解釈しなきゃいかんということだね。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入れるとよりはっきりしていいかなと思いますけれども。</li> <li>・ 1つ、これに関連するのですが、(2)番の新入学児童生徒学用品費、これはそのまま生きるということでしたね。</li> <li>・ はい。</li> <li>・ これは、そうすると小学生に当たることですよ。</li> <li>・ 小学6年生に対して支給をしたいと。</li> <li>・ ということで新入学児童生徒。</li> <li>・ 費目としましては小中学校対象ですが、今回は小学校の入学は、そこまでの拡大しません。というのは、就学援助制度そのものが学齢児童並びに学齢生徒を対象としており、したがって幼稚園の段階、正式に小学校になるのは入学以降ですので、そこの方々の支援をするということ自体法律で全く想定していないことから、中学校の入学品しか対象としません。</li> <li>・ と申しますのは、(2)番の新入学児童生徒学用品費というのは1年生と6年生が対象と。</li> <li>・ 今現在は小学1年生になった人、これは8月ですけど、同じく中学校1年に入学した人も8月に支給しています。小学校は法的に難しいということで、本来、来年の4月に入学される方は来年の8月にならないともろもろの費用が受けられないんですけども、それを3月の時点で前倒しをして支給する。したがって、小学校6年生にそんなシステムを組み込んでしまうと、そんなイメージです。小学校6年生のところは中学校の入学学用品というのを。その他に今までどおりの制度をそのまま残すと、中学校1年生。今年例えば途中で入ってきたり、今年のが就学援助の対象にならなかった人が来年4月以降、今年のが所得の状況が1.3倍以下になれば対象になりますので、そういった方については事前にお渡しすることできないので、これは通常どおりの来年の審査で入学準備金は遅れることにはなりますが、支給すると、そんなイメージです。</li> <li>・ そうすると、(2)と(10)というのと重複する部分があるわけですね。</li> <li>・ そうですね。はい。中学校からは原則前倒しでいきます。</li> <li>・ わかりました。ありがとうございました。</li> <li>・ その他ございませんか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご</li> </ul>
--	--



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<p>異議ございませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしという声であります。異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 53 号「佐渡市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第 5、議案第 54 号「佐渡市特別支援学校就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ それでは、12 ページ、13 ページご覧ください。佐渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示です。まず、本制度につきましては、国の制度がありまして、特別支援学級に就学する保護者の負担軽減のために国から 2 分の 1、残りの 2 分の 1 は各自治体のつけ足しによりまして、就学援助費目項目に準じます支援をしております。ただし、この国の制度については、先程お配りしました資料ですが、平成 25 年度の通知によりまして、現に特別支援学級に就学している児童生徒に加えまして、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒についても支援することとされました。そういうことだけの通知です。裏面めくっていただきたいんですけども、学校教育法の施行令としまして、下の欄になります。第 22 条の 3、ここには各費目がございまして、視覚障害から聴覚障害、ここでは割愛しますが、ここに該当する児童生徒についてもあわせて奨励費の対象者になりますよという通知がございました。本来であれば、その段階での改正が好ましかったわけですが、その間、現にそのような対象者がいなかったということがありました。今回新年度に入りましてから、視力がどんどん悪くなっている子どもさんが 1 件、児童だったんですが、1 人そのようなお子様がいました。したがって、その人は今、身障の手续等しておりますけれども、恐らく 2 級程度の該当にはなるのではないかとということで、今のうちにこの要綱を改正しまして、その人が 22 条の 3 に該当することになればこの要綱を適用させて支援をしていきたいと、そのような内容でございます。</li> <li>・ それで、改正文につきましては新旧対照表でございしますが、先ほどの学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定するという項目をつけ加えるということです。第 1 条の目的並びに第 2 条の対象者、対象経費等も記載がございしますので、1 条、2 条について学校教育法施行令の 22 条の 3 の規定の文言を加えるという内容の改正でございします。</li> <li>・ ありがとうございます。</li> <li>・ それでは、質疑等はございますでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li>   <li>・越前社会教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 54 号「佐渡市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第 6、議案第 55 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（勤労青少年ホーム、両津運動広場、両津野球場、両津テニスコート、両津農村広場）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 14 ページからになりますので、お聞きいただきたいと思います。議案第 55 号になります。公の施設に係る指定管理の指定についてということで、勤労青少年ホーム、両津の運動広場、両津の野球場、それから両津テニスコート、両津農村公園の指定管理者を選定したいので、議決を求めるといふものです。今ほど言いました指定管理者に管理をさせようとする公の施設につきましてはこの 5 つの施設ということになります。</li> <li>・ それから、指定管理となる団体の名称ですが、住吉みどりの会ということでございます。指定の期間ですが、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年の 3 月 31 日までの 3 か年間となっています。</li> <li>・ 1 ページお聞きいただきたいと思いますが、今日、当日配付ということで先にお手元に配付をしておりますが、住吉みどりの会のことにつきましてお話しさせてもらえればと思います。今まで麻布組さんが平成 26、27、28 と 3 か年間行っておりましたが、現在の指定管理者が応募しないということの情報を得て、地元の住吉みどりの会が、有志を 11 名で立ち上げて住吉みどりの会を発足したということでございます。それによって、今回応募したということでありまして、代表者が権代さんという方で、所在は住吉 578 番地ということでありまして、設立日は平成 28 年 10 月 20 日です。この会の目的及び活動内容としまして、規約の第 2 条というところでありまして、この会は住吉地内における高齢者宅、不在者宅の草刈り、除雪等の手助けをし、隣接地への迷惑を防止することを主体とした環境整備を目的とするということで設立されました。</li> <li>・ 15 ページからですが、議案の 55 号の資料に 5 つの施設の住所、名称、それから指定の期間があります。それから、指定管理の選定ですが、今回申請団体が 1 団体ということで、この住吉みどりの会のみということでした。選定団体につきましては住吉みどりの会ということで、それから選定の経過としまして第 1 回の選定委員会を平成 28 年 9 月 5 日に行っておりまして、公募要項の公表等々を経まして第 2 回の選定委員会ということで、先日、平成 28 年 11 月 11 日に行っております。</li> <li>・ 選定の基準としましては 5 つございます。1 つは、基本方針の評価ということでありまして、これは、配点で言いますと 20 点ということで①から④の項目になります。それから、2 番目の管理運営体制の評価ということでございます。これも配点の 2 でいきますと 20 点ということで、1 から 4 つとなっています。3 番目がサービスの評価で、配点は 30 点ということで、1</li> </ul>
--	--

<p>・佐藤委員長 ・仲川委員</p> <p>・後藤社会教育課長補佐</p> <p>・佐藤委員長 ・委員全員 ・佐藤委員長</p> <p>・委員全員 ・佐藤委員長</p> <p>・越前社会教育課長</p>	<p>から3ということでそこに書いてあるとおりです。4番目がコストの評価で配点が30点ということで、1から3ということでございます。これら選定基準により、選定委員が申請書類及び申請者のプレゼンテーションを審査し、採点を行ったということでありまして、採点が60点に満たない場合には失格ということでございます。今回選定委員会の選定委員、教育部会の委員で7名による審査を行っておりまして、先程言いました配点合計、これ100点満点になりますけども、評価としましては採点結果として61点ということでした。それから、管理運営費の提案額は3年間で2,220万円という金額の提示案がございました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ページめくりますと、この5つの施設の配置図というものが載っておりますが、隣接しているということで一体的に管理していただくということで今回指定管理に出したものでございます。</li> <li>・ 以上でございます。</li> <li>・ それでは、質疑を受けたいと思います。挙手をお願いします。</li> <li>・ 管理運営費3年間で2,220万円ということになっている。この管理運営費の使い道について、大まかに教えてください。</li> <li>・ 申請団体からの申請書に収支計画書がございました。その中で1年当たりになりますと約790万円から820万円の事業計画になっております。そのうちの初年度は物品を買ったりするので822万円。2年目、3年目がその分がなくなりまして792万円の申請になっています。大きいところでは人件費として380万円、臨時職員の賃金で46万円、光熱水費で215万円となっています。</li> <li>・ 以上です。</li> <li>・ 他に質疑ございませんか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ 特にないようでしたらこれより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第55号「公の施設に係る指定管理者の指定について」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 次に、日程第7 議案第56号「公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 18ページからになります。議案第56号、公の施設に係る指定管理の指定についてということで、両津総合体育館を指定管理者に指定したいので、議決を求めるものです。</li> <li>・ 指定管理者に管理を行わせる施設というのが両津総合体育館ということですが、指定管理者になる団体の名称は一般財団法人佐渡市スポーツ協会で、引き続き前回平成26、27、28年度指定管理していますが、引き続き佐渡市スポーツ協会に指定管理を、という内容です。</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li>   <li>・越前社会教育課長</li>   <li>・仲川委員</li> <li>・越前社会教育課長</li> <li>・仲川委員</li>   <li>・越前社会教育課長</li> <li>・仲川委員</li> <li>・越前社会教育課長</li> <li>・仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の期間は、先程と同じく平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 か年間になります。</li> <li>・ 次ページの資料は、この施設の住所、名称、指定の管理、期間です。</li> <li>・ それから、3 番目の指定管理者の選定のところの申請団体数は、こちらでも 1 団体のみです。</li> <li>・ 選定の経過についても、第 1 回目選定委員会を経て応募要項等の公表をしまして、第 2 回の選定委員会を同じく平成 28 年の 11 月 11 日に行いました。選定基準については先程見たものと同じですので、割愛させていただきます。選定結果は、100 点満点中 69 点です。管理運営費の提案額は、3 年間で 2,650 万円です。</li> <li>・ 21 ページは位置図と平面図が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思います。</li> <li>・ 以上です。</li> <li>・ それでは、質疑を受けたいと思います。質疑等ございますでしょうか。</li> <li>・ 先程のところ言えばよかったんですが、この委員 7 名というのはこの 3 つの審査、全部同じ人ですか。</li> <li>・ 同じです。こちらの方に資料がついていますが、3 つで、勤労青少年ホーム等、両津総合体育館、それから佐渡スポーツハウス等ということで委員が 7 名、A、B、C、D、E、F、G ということで載っていると思います。委員は同じです。</li> <li>・ A という人は、全部 A の同じ人ということですか。</li> <li>・ いえ、それは違います。それは、わからないようにしてあります。</li> <li>・ A 委員が次のところでは C 委員になっているかもしれないと、そういう意味ですね。</li> <li>・ そういう意味です。</li> <li>・ おもしろい傾向が見えたものですから。</li> <li>・ 傾向はわからないように。</li>   <li>・ 感想を 1 つ言わせていただきたいです。去年実は勤労青少年ホームと両津総合体育館の両方を視察させていただきまして、ありがとうございます。その時の印象ですが、勤労青少年ホームは非常によく管理されていて、庭の手入れも十分に行われていた。視察して非常にすがすがしい思いがしたという印象を申し上げておきます。今回残念ながら 60 に満たない点数をつけてある方がちらほらおるようだけれども、どういうことなのかよくわかりませんが、不安があるのかも知れませんが、社会教育課の方で時折視察をして、もし何かあったら注意して、よい方向に行くようにしてもらいたいなと思います。</li> <li>・ それから、両津総合体育館はそれとは対照的に草木が伸び放題、庭に雑</li> </ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li>   <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li>   <li>・越前社会教育課長</li>   <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>草伸び放題という状態で、放置という言い方は悪いですが、そのままの状態になっていたということですので、今年はそういうことないかと思いますが、そういう所がまた引き続き管理するというのもなかなか何と云っていいのか、他にやり手がいないのかわかりませんが、是非これもいろいろサポートして、よい方向にいくようにしてもらいたいと思います。特に両津総合体育館は、人がよく見る場所ですので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、他にございませんか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしとの声がありました。異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 56 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（両津総合体育館）」は原案どおり可決されました。</li> <li>・ 続いて、日程第 8 議案第 57 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> <li>・ 22 ページからになります。議案第 57 号、公の施設に係る指定管理者の指定についてということで佐渡スポーツハウス、それから佐渡市陸上競技場、この施設の指定管理者を指定したいので、議決を求めるものです。</li> <li>・ 指定管理を行わせようとする公の施設の名称につきましては、佐渡スポーツハウスと佐渡市陸上競技場です。指定管理者となる団体の名称は、一般財団法人佐渡市スポーツ協会です。指定の期間につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 か年間です。</li> <li>・ 23 ページをお開きいただきたいと思います。資料に公の施設の名称及び住所、それから名称が書いてあります。指定管理については先程言ったとおりでございます。</li> <li>・ それから、指定管理者の選定ということで、申請団体数についてはこちらにも 1 団体のみということで、一般財団法人佐渡市スポーツ協会のみということでありました。</li> <li>・ 選定経過、それから選定基準につきましては前回のものと同じということですので、割愛させていただきます。ご確認をお願いします。</li> <li>・ 選定の結果です。100 点満点中 70 点ということです。管理運営費の提案額が 3 か年間で 1 億 8,500 万円です。</li> <li>・ 25 ページには施設の配置図ということで佐渡スポーツハウス、それから佐渡市陸上競技場が載っておりますので、ご確認ください。</li> <li>・ 以上でございます。</li> <li>・ それでは、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんでしょうか。</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li>   <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 源田行政改革課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1つお願いします。佐藤です。スポーツハウス等ということですが、これ委員の皆さんに情報というか、先日地域の利用者の方が、もちろん名前をきちんと書かれて、スポーツハウスの職員の対応に不満があると。ほかの施設を利用してきた者だけけれども、佐渡へ帰ってきて利用して、挨拶、その他勤務姿勢等にやや問題を感じるということで手紙を市長と私のところへそれぞれくださいました。これについてはすぐ教育委員会の事務局の方に連絡して、両課長さん、教育長さんと協議といいますか、情報をお伝えしましたが、その改善をお願いしたところですが、名前もありましたので、ただ住宅地図等では番地は書いてあるんですが、そこからは電話番号もつかめなくてお答えできませんでした。しばらく調べましたがだめだったので、簡単な手紙だけ。やっぱり打てば響く行政であって欲しいという気持ちで、またそれが当然だと思うんですが、手紙を書いておきました。ありがとうございました、担当でまた検討しておりますと、今後改善に努力しますと、また今後ともご意見等をよろしく願いますという返事だけ書いておきましたが、そういうことでお聞きするとそうやって地域住民からいろんなご意見もあるそうですが、それらについてはみんな対応してくださっておるようがあります。そういうご意見はやっぱり大事にしたいなと思います。これを見て、サービスの評価非常に高いので、ほっとしております。是非、利用者が実感できるものであって欲しいなと思います。</li> <li>・ 他にございませんか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、質疑なしと認めます。</li> <li>・ これより採決いたします。本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 57 号「公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場）」については原案どおり可決されました。</li> <li>・ 以上で議案関係の審議は終了いたしました。ここで日程の順序を変更させていただいて、先に報告事項のその他として行政改革課長の方から新年度の組織編制について説明がありますので、よろしく願います。</li> <li>【暫時休憩】</li> <li>・ それでは、行政改革課長の方から新年度の組織編制について説明をいただきます。それでは、行政改革課長、お願いします。</li> <li>・ 今日は皆さんお忙しい中、お時間いただきましてありがとうございます。今般この後条例等で提出させていただくことで、機構改革につきましてはお話がこの後あるわけですが、その中で今回、子ども若者課といった部分を今の社会福祉課の中から分離しまして作り上げたいと考えておるところでございます。その中で、実は学校教育課の方で所掌させていただいてお</li> </ul>
---	---

<p>・佐藤委員長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・源田行政改革課長</p>	<p>ります幼稚園に関する業務という部分を、今回市長部局の方に移管させていただくことができないものかという部分で今日参りました。資料の方配付させていただきましたけれども、目的といたしましてはそちらに書いてある部分で、幼児期から青年期までのライフスタイルの切れ目のない支援体制といった部分が現在求められている中で、保育園とか児童手当に関する部分、幼稚園に関する部分、あと、こども医療等に関することについてはそれぞれのセクションに分かれているということで、一つの子育て支援に係る業務でありながら担当部署が分かれていて、わかりにくい組織体制となっているという部分がある。今、社会福祉課の中に子ども若者相談センターというものが設置されまして、乳幼児期から青年期までの発達段階に応じた支援を必要とする総合的な窓口を担っていただいて、各福祉部門、教育機関、その他の関係する機関との連携といった部分を今支援体制が構築されつつある現状がございます。今回それらを踏まえまして、子育て支援といった部分での事務の一元化を図りまして市民の利便性を確保するとともに相談支援体制の充実、幼保一体化の検証等、子育て支援の強化を図るという意味で子ども若者課を設置させていただければと考えておるところでございます。その中で予定している業務といたしましては、それぞれの所管課が分かれている部分の中で社会福祉課でもっている事務、市民生活課でもっている事務、学校教育課でもっている事務といったものをまとめられればなと考えているということでございます。</p> <p>あと効果、幼稚園業務の移管という部分で載せさせていただきましたが、教育委員会の中で幼稚園に関する業務といった部分、保育園を社会福祉課で所掌しているといった関連の中で一元化できないものかなと今考えている部分がありまして、そのことにつきまして委員会の中でまた話させていただければなと思う次第です。非常に雑駁ではございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上です。</li> <li>・ ありがとうございます。</li> <li>・ ただいまの説明に対して何か質疑ありますでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。</li> <li>・ 2点ほどお願いします。社会福祉課を分離して新課を立ち上げるということですか。これはいつからの予定ということになりますか。</li> <li>・ それから、子ども若者課ということ、若者の定義なんですが、年齢的にはいくつぐらいまでをカバーする予定ですか。</li> <li>・ 今2点ございました。まず、1点目でございますけれども、可能であれば来年度から、新年度の改革の中でお願いできればなと今考えているところでございますし、あと若者という部分でございますが、今、子ども若者相談センターの中で乳幼児期からおおむね39歳程度までの相談業務を扱っていますので、その辺をもろもろ含めた部分でできないかということ考えています。</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育課長、幼稚園は学校に当たるわけだけれども、この点何か見解ありますか。</li> <li>・ 幼稚園に今現在3園、45人しか行っていない現実がございます。それで、認定こども園、そちらの方への移行等も考えていく必要が、幼稚園の存続を含めてあるものですから、やはりそれについて私は一元化されておった方が今後佐渡市としては、就学前の子どもは同じ視点の支援ができると考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今のことに補足をします。恐らく仲川委員が聞きたかったことは、これから私が話すことだと思うんですけども、おっしゃるとおり学校教育法で幼稚園は学校と認められておりますので、あくまで主管となる所管庁は教育委員会の学校教育課ということになります。ここに載っているのが幼稚園に関する事務ということですので、いわゆる事務手続的なものについては新しくできる課の方というふうになっていくのかなと思っておりますし、当然指導という立場も教育委員会としてはもっているわけですので、そこに関しては教育委員会の方がこれまでどおり行っていく。幼稚園という名称で運営している以上は、あくまで設置主体というものは教育委員会の主管の中に入るというふうに考えています。事務に関わる部分だけ、保育園業務も幼稚園も同じような形でやっているところをわざわざ分けてやるというふうなことに対しての統合というふうには私は認識しています。</li> <li>・ 以上です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補足ですが、実際そうなった場合の手続的なことも実は問題がありまして、教育委員会でやる所掌事務については法律で決まっております。例えば今、文化財室というのが世界遺産推進課の中に入っているのですが、本来ですと教育委員会の中で業務を遂行する事務なんですけど、補助執行という地方自治法上の制度がありまして、市長部局のどここの課の職員にその事務をさせるというような手続が今後必要になりますけれども、実際に教育委員会の事務を市長部局に多くもっていつている自治体もかなり多くあります。今回子ども若者課の設置なんですけど、県内の自治体においても教育委員会の方に逆に回ってきたり、あるいは教育委員会の方から市長部局の方に、幼稚園の関係ですね。そのようなことは各自治体でかなりやっています。私、先程申したのは、佐渡市の幼稚園の実態からするとかなり人数的にも保育園の方が圧倒的に数が多くなっておりますので、今後は人事の問題も絡んできます。幼稚園の少ない人数に対して一定の先生として数が必要になりますので、そうするとやはり当然保育園の方とのやりとり、人事交流等がありますので、そういった部分では一元化していた方が、1つの課で人事調整した方がうまくいくような気がします。あとは今後の幼稚園そのもののあり方については、認定こども園とか、そちらの方に移行するものと考えますので、そうした場合は圧倒的に数の多い保育園の方で幼稚園の方の業務も視野に入れながら業務する方が、今後私は効果的だと考えています。</li> <li>・ 今、吉田課長の言われたのは、人事も新しい課で担当するという言い方</li> </ul>



<p>・吉田学校教育課長</p> <p>・児玉教育長</p> <p>・佐藤委員長</p>	<p>ですか。</p> <p>・ 人事の張りつけまでです。あくまでも教育委員会は権限が、決裁権限とかは教育委員会に残ったままですから。ただ人事の異動する、例えばこの人をこっちに、幼稚園との交流については同じ課の方でやった方がいいと、そういうイメージです。最終的な人事異動については、こちらの人事に関する権限は教育委員会の方に残ります。これまで文化財室の担当者も教育委員会に来て説明していますが、例えば、文化財保護審議会とか、それと同様な重要な案件についてはもちろん教育委員会の方に確認する必要がありますが、通常の事務的なことについては一元化、例えば授業料を徴収したり、あとは新年度の募集をかけたり、施設の修繕とか維持管理、そういったものの事務を向こうへお願いするという格好ですが、根本的な例えば幼稚園をなくす云々の話になると当然教育委員会が絡んできます。委任ではなくて、事務の一部を執行させると、そんなようなイメージです。先程、山田管理主事が言ったように当然指導等については学校教育法では幼稚園は学校教育の所管になりますので、それはこちらの方にまだ権限が残ったままというようなイメージでやっていきます。</p> <p>・ 補足なんですけど、旧 10 か市町村の頃での幼稚園のあり方が、そのままになってきているという現状です。小木は就学前、年長さんからみんな幼稚園に入ると。佐和田もそうです。佐和田も年長児からみんな幼稚園に入って小学校に上がると。まずはそこで集団生活に慣れさせたり、学校にスムーズに入っていけるような。ところが、相川は 3 歳児から年長までですかね。3、4、5 歳児の募集をして、そういった子どもたち、幼稚園教育を受けさせたいという保護者が受けさせているというような状況です。同じ佐渡市内でありながら幼稚園の形態も違うし、地域バランスもアンバランスだというようなことで、これはやっぱり何とかしていかなければならないという思いがあります。佐渡市の幼稚園をどういった形にするのか。1 つは、今言った認定こども園という幼稚園教育、それから保育園の両方の機能を有するような、一緒の建物の中に入っていくような認定こども園というふうにしていく方が合理的だろうというように思います。また、幼稚園は、勉強時間は 4 時間と決められていますけども、その後の働く人の保護者のニーズによって延長の保育の方にもってきて見てもらうというような形もできるので、今の佐渡市の実態を考えると昔の旧市町村のものを、そのままあるようなものをやっぱり佐渡市全体の中で見た幼児教育と言いましょか、そういった形で見えていく必要があるだろうというふうに思っています。いろいろ課題はありますが、「子ども若者課」というところによる業務遂行の方がより今の状態に合っているのかなと。これからを考えると一括する子ども若者課という、そっちの方が非常に望ましいなというふうに考えています。</p> <p>・ 私も 1 つ質問させてください。</p> <p>・ 今 3 課に分かれているものを 1 課に整理統合するというか、一括する。その目的は、市民にとって分かり難かったと。それをわかりやすくする組織</p>
--	---

<p>・源田行政改革課長</p>	<p>体制にしたいと、こういうことですが、具体的に例えば今この場所であれば、両津支所で何か子どもの医療費等手続をするといった場合何か変わることがあるのですか。市民にとってです。わかりやすくとか、要するに組織改革によって。</p>
<p>・佐藤委員長</p>	<p>・ 1つの窓口、こちらの方でその議論をやりますよと、例えば 子ども医療費等の関係ですと今は市民生活課の健康推進室を窓口それぞれの支所、センターの中でそれぞれの本庁からの位置づけの中でやっておりますが、それを1か所にまとめることでこの課に聞けばある程度子どもの部分というのが集約されて聞きやすくなるというのでしょうか、そういう部分は1つございます。</p> <p>・ というのは、この課に聞けばということなんですが、その課の設置場所というのは、もし本庁にそれが設置されているということで、各支所にはどう影響というのか、効果が出るのか。市民にとってと書いてあるので、わかりやすく、または活用しやすいという場をという点でお聞きしたんですが。本庁に？</p>
<p>・源田行政改革課長</p>	<p>・ 本庁に業務集約というのでしょうか、1つは子ども若者課といったものを設置しまして、今までそれぞれ別々に出していた部分が支所・センターの方については1つのところから流れができていくということではございます。</p>
<p>・佐藤委員長</p>	<p>・ できれば本当に組織改革、行政改革がなされて、市民が「便利になったな、わかりやすくなったな」という実感がもてるものであって欲しい。ただ、やりやすい、行政側にとって仕事がしやすいということだけでいきますと、また先ほどありましたように課題も出てきますので、それでお聞きしたんです。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>・ 今回こういう提案というのか、情報提供をいただいて、私、非常にありがたいと思います。認定こども園の話だとか幼保一体化の流れの中で、必要なことをやっていただいているんだろうなと考えていますので、是非このような方向で充実した課にさせていただきたい。</p> <p>・ それから、先ほど教育長から話が出たように佐渡の幼稚園と保育園の並立というのか、旧市町村からのをそのまま受け継いで、整理されていないという状況を是非この課を中心に検討して、教育委員会を巻き込んでもらえるとよいんじゃないかなと思います。去年の総合教育会議で市長に申し上げたことがあるんですが、佐渡市の一つの大きなテーマは人口問題に係る若者の減少ということなんですけれども、ただ特殊出生率が佐渡は大分優秀な方だと思いますので、それを利用したり、あるいはこういうふうを中心となる新しい課を中核にして、「子育てが楽しい島」というブランドを是非作って、こういう形で外から人を呼び込めるような、佐渡はこういう課が活躍していて、そして子育てがみんなで仲よく楽しくできるというようなイメージが定着するように是非お願いしたいなと考えています。</p> <p>・ 1つ不安な点があるのは、これまでの社会福祉課の重要な業務がすぽんと抜けてしまうので、分離された社会福祉課はどうなるのか。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 源田行政改革課長</li> <li>・ 佐藤委員長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それから、高齢福祉課というのも確かあったと思うんですが、それとのすみ分けはどうか、そのへんはどんな具合ですか。</li> <li>・ 社会福祉の方は今でも障がい福祉の部分、あと一般的な地域福祉の部分、それに子育ての部分、それを子育て支援室という形の中で、それが一体のものとして今社会福祉課の方やってきた部分でございます。その中でやはり子育てに関する部分というのは非常に他との連携調整もあったり、広い部分がありますので、その部分だけを抜き出すような形で考えておりました、生涯福祉とか地域福祉といった部分は、要はそういった部分の福祉部門に特化するという形で今考えているところです。細かい事務の調整は、この後ちょっと各課の事務調整の中で考えていきたいとは思っておりますが、大きな考え方はそういったふうに考えています。</li> <li>・ 他に質疑ございませんでしょうか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、以上で質疑を終了いたします。大変ありがとうございました。</li> <li>・ 大変お疲れのところですが、区切りのいいところまで進めさせてください。</li> <li>・ それでは、戻ります。日程第9 協議事項「旧盆期間中の学校の無人化について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日配付の協議事項とされている資料に基づいて説明をします。</li> <li>・ 1番、経緯からお願いします。佐渡市教育委員会では、平成23年度に授業日数の見直しを行い、翌平成24年度から現行日数で実施しています。5ページ、6ページにその当時、見直した時の校長会等で配付した資料に関わる内容について載せてあります。別紙2とあります。そちらをご覧ください。本来長期休業、夏休みが一番変更があったんですけども、8月いっぱいまで休んで9月1日から2学期だったところを短縮をかけて、6日間短縮。冬季休業を2日間短縮。学年始休業が余りにも1日から4日までの期間が短く、土日が挟まった場合の入学時期の準備がとても大変だという各学校からの意見、要望等を受けまして、ここは1日増ということで、結局全体を差し引き7日間の授業日数の増ということを決めて、24年度から実施しています。ただ、現実問題、7日間短縮はしたのですが、どうしてもその7日の中に、暦の中に土日が入る関係で実質的には5日間程度の授業日数の増ということでここまでやってきております。</li> <li>・ 1ページに戻ります。この現行制度を施行するについては5年間実施した後再検討としました。今年度はその5年目に当たるため、昨年度末より再検討に向けた準備を進めていました。しかし、昨年度末の見附市4中学校の授業時数不足事件に伴う緊急調査の結果、佐渡市でも授業時数が標準時数に達していない中学校があり、県教委から厳しい指導を受けました。その時に受けた指導というのが8ページの別紙4として掲載させていただいております。これも校長会の方で配って、私の方から説明させていただいた内容ですが、どちらかという一番授業時数的に問題の多かった見附市を中心に向け</li> </ul>

られた指導のように感じております。

- ・ 戻ります。また、平成30年度から新しい学習指導要領の先行実施となつて、小学校に英語科が入ります。その時数につきましては、現在のところまだ文科省から正式な通知が示されていないんですが、現在入っている情報としては2時間と、週2こま程度の時数でやりたいと。1こまは今の段階でも確保できるが、もう1こまの確保は現行の授業時間数では、週の時間数では難しいわけなんですけど、そのための工夫としてモジュール制の導入、要するに1日15分授業時間を延ばして、それを3回やることによって1単位時間とカウントするとか、あるいは土曜日や長期休業を活用した指導も検討されているということで、ここについてはまだ明確な方針等が示されていません。
- ・ 佐渡市教育委員会は、県教育委員会からの時数不足にかかわる指導を真摯に受けとめるとともに、新学習指導要領にも対応できる授業時数を確保しておく必要があるという判断から、現状の授業日数を減らすことはできないということ判断し、6月1日に小中学校長会で説明をさせていただきました。その説明資料が3ページのところにあります別紙1です。見直しという話ではありましたが、方針として授業日数は現行のまま維持をします。そして、期間もいわゆる開始、終了日も現行のままとするということで説明をさせていただきました。なお、その時になぜそうしたのかということにつきましては3番、理由等について書いておきましたが、今ほど説明した内容について説明をさせていただきました。ただ、この際授業日数は維持するし、開始・終了日も現行のままとはするけども、それでも長期休業中について何かしら学校の方で意見があれば集約して、こちらの方に寄せてくださいというふうな意見を求めましたところ、特に以下の2点について多くの学校から要望がありました。まずは旧盆期間中、無人化にして欲しいという意見、それから2番としてエアコンの設置をお願いしたいという意見です。
- ・ 詳細については7ページにあります別紙3、そちらの方にまとめました。各学校から意見集約をして、何かあったらこちらの方に提出してくださいと求めたところ15校から意見が戻ってまいりまして、それについてまとめたものがこの2番の(1)、(2)、(3)です。(1)に関しては、変更しないと言っているのですが、そのような意見は幾つか上がってきました。しかし、これにつきましては少し方針でも書かせていただきましたが、現在の開始日、終了日、それから日数は維持するという原則で進むということは変更できないというふうな考え、参考程度ということで載せておきました。ただ、旧盆中の無人化についてとエアコンの設置につきましては今後いろんな実態から考えていく必要があるかなということもありまして、今後の課題として検討して行くということにさせていただきました。エアコンの設置につきましては、予算が伴いますので、施設の方とも相談しながらですが、校舎改築や改修等の機会を利用して順次、今のところ全教室ついているところとそうじゃないところもあるんですけども、順次できるところから少しずつやっ

ていくというふうなことでお願いをしているところです。

- ・ 今回は①について以下の方針を教育委員会で承認していただきたく説明をさせていただきます。2番、方針として間に合えばというか、できれば来年度から佐渡市立小中学校では旧盆期間中の3日間、8月の13・14・15日、学校を無人化することを求める。理由としては2つです。1つ、多忙化解消のため。実態としては来校者も電話もほぼない期間であります。学校運営上、支障はないと。教育委員会からも積極的な休暇の取得等指導もされております。また、勤務環境等の工夫も求められていますので、そのようなことからです。2点目は、経費節減のためです。夏でも一番暑い時期です。一人でもここに人がいることによって、一日中エアコンをかけたりするような環境になるわけですので、それについても少し配慮をしたいということからです。
- ・ (2)番、運営上の理由にて。あくまでも学校を無人化することを認めるのであって、閉庁日ではない。この3日間は全職員が休暇、いろんな休暇がありますけども、それらを取得することによって、結果的に学校が無人化になることを容認するものであると。したがって、学校によってはここどうしても私出勤したいんだという方がいれば、その方出勤することについてはやぶさかではないと考えております。
- ・ 裏に行きます。2ページです。これは、いつでもそうですが、上記期間中であっても、学校に緊急事態があった場合は週休日や閉庁日と同様に対応すること、管理職を中心として対応するということです。
- ・ 3番、上記期間中、ちょうど帰省客もたくさん佐渡に入ってくる期間でありますので、保護者や地域住民から学校開放、施設借用等の要請があった場合は積極的に受け入れること。無人化を理由に拒否をしないことということです。
- ・ (3)、その他です。上記期間を無人化にすることに伴う規則改正は必要ないということを確認しております。なお、市長部局等については教育委員会での承認後、課長の方から報告をしていただくことになっておりますし、3番、保護者や地域住民に対しては、これが通れば来年1学期中に佐渡市教育委員会として通知文を出して、理解と協力を求めていきたいと思っております。
- ・ なお、これに伴って新潟県の状況を知りたいと思って調査をかけたんですが、それが9ページ、一番最後、別紙5ということで入っておるんですけども、全部で30市町村あるわけですが、粟島浦村を除いた29市町村から回答いただきまして、そのうち今佐渡市がやっている1番、通常どおり勤務、誰かが必ず勤務しているという形態をやっているところが11。ほとんど下越地区がそうなんですけども、そういう実態でしたし、3番、これから佐渡市がこのように変更したいということで今説明をしている部分が3番なんですけども、これについて実施しているところが現在18市町村ということになっています。
- ・ なお、この期間を閉庁にするということになりますと規則等の変更が必

	<p>要になりますので、条例改正の取組をとらなければいけないということですが、3番、無人化を認めるという措置だけで済みますのであれば条例等の改正は必要ありませんので、承認によって進められるというふうに判断をしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明は以上です。</li> <li>・ それでは、質疑を受けます。ございますでしょうか。</li> <li>・ 実は無人化という言葉の定義がいま一つわからないんだけど、無人化というのは日直も置かない、それから警備員も置かないということになりますか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その時には閉庁ではないけれども、鍵は閉めておくと。</li> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校は警備員という制度があります。小中学校はないです。警備員がいない。一人もいない。あとアラームというか、何ていうの。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警備会社をお願いをして……</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児玉教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何かあれば警備会社が駆けつけてくるというようなセキュリティーをとっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私は、いい傾向だと思っています。休暇が取得しやすい勤務環境というのは是非進めてもらいたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私も基本的にはこれに賛成です。長年求めていた姿です。1つ質問なんですけど、年末年始はこれ閉庁ですよ。これは、もう公に認めて。この場合に以前は1週間結局新聞がたまったり、また何か水漏れ等がないか、特に冬期間ですね、この場合は。学校によっては、地域の本当に隣接している学校でないと無理だと思うんですけど、住宅等。地域住民から何かあったらお願いしますねと、教えてくださいねというような、または郵便物がたまっていたり、そういったものでお願いしたところにも勤めたことがありますけど、この場合はそういったものはまったくなくて、有事の場合、それこそ警備保障というか、それだけになりますね、教育委員会としては。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山田管理主事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年末年始の閉庁期間が一番長い、学校に誰もいないということが長く続くわけですが、そこについても必ずこうしなさいという指導の形は教育委員会としてとっておりませんが、1日置き、短時間でもいいので、例えば管理職がちょっと寄ってみるとか、あるいは地域の方がちょっと見てくれて、万が一何かあったら連絡できるような方をお願いしておくとか、新聞をその期間は新聞店に頼んで届けられないようお願いしておくとかというふうな工夫を必ずやってくださいという指導はしておりますので、それと同じ対応で、学校が無人になることによって、いざという時の対応という意味では閉庁も無人化も同じ意識でやっていただきたいと思いますと思っているんですけど、手続的に閉庁となれば我々休暇の取得しなくても、そのまま休める状況なわけです。そ</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>れとはちょっと違いますよという状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ありがとうございます。確かにここに県内の状況が9ページにあります が、私お世話になったところはほとんどが通常どおりで、また管理職がお盆 の間、校長先生、教頭先生お願いしますねとお互いに言い合いながら連絡を とると。そうすると、本当に島外からの方もかなりいらっしゃいますので、 それこそかねるといいますか、大変難しいというか、そうするとお盆の間す らも帰れない管理職もたくさんおられました。大変ありがたいことだなど、 いいことだなどと思います。</li> <li>・ それから、先生方に日直をお願いしても、本当に夏季休暇となる5日間 がもう入れられない。4日がもう限界ですとか、7月から9月なんて有名無 実で、学校現場は7月にそんな夏季休暇取ったらもう学校教育活動が行き届 かない。9月はもう文化祭、その他行事でまず無理。8月中には出張・研修 がもう林立しているというようなことで、夏季休暇が5日間とるのが分散し ないと絶対不可能な状態の先生方がほとんどで、そういうことからいっ ても、こういうふうにとれるというのは大事だなどと思います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金子委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あまり無知で笑われそうなんですけれども、ということは今まで閉庁と 決められた日以外、365日から閉庁日を引いた日はどなたかが必ず学校には いなければいけない形にはなっているということなんです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・金子委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうです。土曜、日曜日まで、週休日を抜いて。</li> <li>・ 週休は別として、ウィークデーは世間一般には夏休み期間だろうが、冬 休みだろうが、春休みだろうがどなたかは出ていらっしゃったということな んです。それって全然一般から見ると、へえ、そうなんだと今聞いて初め て思ったぐらいで、何となく先生方って休みは休みかなと思っっているよう な人もいっぱいいると思うんですけど。わかりました。すごい無駄にと言っ たら変ですけども、居る必要もないと思うし、やっぱりめりはりをつけた勤 務という点ではよいことなんじゃないかと思えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは質疑、他に質疑ございませんか。</li> <li>・ 意見ですが、これが閉庁日ではないというふうに定義してありますが、 閉庁日に近くなるように休みやすくなるように。法的にはわかりました。特 に部活動、運動部持っている人たちは非常に大変で、土日も出て、それ からお盆も出るというような状況があるやに聞いておるんですが、その方 たちも是非この日はゆったりとしてもらいたい。休みを取り易くしてもら いたいと思えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・山田管理主 事</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、これで、質疑は要らないですね。</li> <li>・ ここで承認という形にしていただければ…</li> <li>・ では、承認いただけますでしょうか。</li> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ それでは、全員承認ということになります。</li> <li>・ 次に、日程第10、報告事項の学校の諸問題についてですが、本事項は人</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li>   <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li>   <li>・平野指導主事</li> </ul>	<p>事及び児童生徒の個人情報にかかわる内容を含みますので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挙手</li> <li>・ 全員挙手であります。</li> <li>・ それでは、報告事項1を秘密会とすることといたします。</li> </ul> <p><b>【秘密会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、質疑を終了いたします。ありがとうございました。</li> <li>・ それでは、続いて報告事項2、その他ですが、事務局から、平野指導主事。</li> <li>・ よろしく申し上げます。指導主事の平野です。私の方からは、今年度の全国学力・学習状況調査の結果について、大まかなところをお知らせさせていただきます。資料は2つ用意しました。1つは、A3の2つ折りのものです。もう一つは、A4の表裏のものです。</li> <li>・ まずはA3の大きい方のところからご覧いただきたいと思います。全国学力・学習状況調査、国語A、国語B、算数、数学A、算数、数学Bと全部で4科目今年度は行われました。まずは小学校の方からなんですけど、平成28年の資料1の方をご覧ください。平成28年度は全国との平均正答率の差で見えていきますと、佐渡市小学校国語Aはプラス1.0%、国語Bはマイナス0.3、算数Aがプラス1.9、算数Bがマイナス0.9という結果でした。これを27年、26年と追って見ていくとそのようになっていきます。今回小学校においては、国語、算数ともにA問題は全国平均を上回りました。B問題は、全国平均下回っているんですが、算数Bは全国平均との差を若干縮めております。</li> <li>・ 1枚めくっていただきたいと思います。続いて、中学校です。佐渡市の中学校ですが、国語Aがマイナス0.5、国語Bがマイナス3.5、数学Aがマイナス6.9、数学Bがマイナス7.7ということで、国語、数学ともに全国平均を下回りました。特に数学においてはA問題もB問題も極めて厳しい状況だと考えております。これまで一番よくなかった25年度並みの数値になっております。これをグラフで推移を見ていきますと、3ページ目のような動きになります。小学校については、国語はAは昨年並み、Bはちょっと下がってしまいましたが、算数A、Bともにだんだん上がってきているというような状況です。逆に中学校の方は数学A、Bで大きく落ち込んでおりますし、国語Bの方も落ち込んでしまいました。これを設問ごとにどういうところができなかったのかということについては校長会の方で情報提供しながら、補修学習や対策に当ててもらおうというふうにしております。</li> <li>・ また、この全国学力・学習状況調査はテスト問題だけではなくて、質問紙調査、授業質問紙、生徒質問紙、それから学校職員に対する学校質問紙というのもあります。その質問紙調査からわかることもまとめてあります。4</li> </ul>
---	--



ページ、5ページをご覧くださいと思います。質問紙調査の中にはこのようなものがあります。5年生までに受けた授業の中で目標が示されていたと思いますか、授業の中で先生がその時間に何をするのかという目標をしっかり示してもらおうということです。その下が54番の学習内容を振り返る活動をよく行っていたと思いますかというものです。これも授業の終わりに何が身についたのかということを確認しているかということです。どちらも新潟県でも、県としてもすごく重視している見通し、振り返りの学習活動というものなんですけれども、小学校においてはここは県との差はほとんどなくなり、意識されているということがわかります。ただ、まだ子どもと教師の意識のずれはあります。先生はやっているつもりだけど、振り返りの活動入れているつもりだけでも、子どもたちは振り返りってやっていると聞かれるとそうでもないかなというような答えをしていると。そういう「ずれ」はまだありますので、そういうところを埋めていく努力をする必要があるというふうに思います。

- ・ 続いて、5ページの方ですが、家庭学習習慣に関する設問ということで、質問番号14番は平日1日当たりどのぐらい勉強していますかと、15番は土日どのぐらい勉強していますかと、21番は家で自分で計画を立てて勉強していますかという設問です。
- ・ 1枚めくってください。教師に対しては、例えば家庭学習の課題の与え方について共通理解を図っていますかとか、調べたり、書いたりするような課題を出していますかとか、家庭学習の取組を具体的に指導していますかと、家庭学習のときに教科書使うようにしていますかというような質問がありました。これらを見てみますと、小学校においては平日に1時間以上学習している児童は全国に比べれば多いんですが、県平均で比べるとまだ低い、少ないというふうに見えます。また、土日では1時間以上しているというところで見ると全国や県より多いんですが、2時間以上で見ると全国、県よりも少ないです。また、学校質問紙調査からの結果は家庭学習を出していますが、そのやり方まで具体的に指導していたりとか、調べるとか、文章を書くというような課題を出しているという面では全国や県との差があることがわかります。今後小学校では引き続きメディアコントロールの取組とも連携、連動させて、家庭学習習慣の定着に向けての取組を進めるとともに、具体的なやり方、教科書の活用であるとか個に応じた指導などと、また授業と連動した、調べる、書くといった家庭学習に取り組めるように指導していきたいというふうに考えております。
- ・ ちょっと話題がずれてしまうんですが、7ページにあるグラフは全国学力・学習状況調査、算数で見たときに正当数がどのぐらいかというのをA問題、基本的な問題とB問題、活用的な問題の両方を比べるために座標をとって、その割合を丸の大ききで示しているものなんです。この表から何がわかるかという、A問題はよくできているけども、B問題ができていないという児童が佐渡ではすごく多いと、割合として多いということになります。ま

ず、基本的なところを中心にして、発展的ところは後回しにしているのではないかというような仮説を文科省の方は立てておいて、こういうグラフを出しているんですけども、それに当てはまるような実態も見えてきていますので、思考力とか意欲とかを喚起するようなB問題、応用的な問題についてもしっかり授業の中で取り入れていけるように今後また指導をしていきたいというふうに考えております。

- 1枚めくってください。今度は中学校の方です。先ほどと同じように授業の中で目標が示されていたかとか、授業の中で振り返る活動を行っていたかということに関しては8ページのところにあります。下の方にまとめましたが、目標を示す活動や振り返る活動についてはよく行ったと回答する割合で県との差は依然とあります。子どもと教師の意識のずれについては、目標を示す活動よりも振り返る活動についての方がより大きいと。目標は大分意識されてきていますが、これからは振り返りの方も大事だなということです。学校質問紙調査の方ではどちらかといえば行ったというところも含めますと、100%の学校で授業の中で目標を示しているというようなことを回答していますので、先生方の授業の中では意識はしているというようなところで、ここは大きく変わってきたところかなというふうに考えております。
- また、9ページからは家庭学習に関する設問があります。これも同じように平日の勉強時間、土日の勉強時間、自分で計画を立てて勉強しているかと。自分で計画を立ててというところは、中学の方はできている割合が高くなっております。中学校の方はこれに関しては学校にいる間に帰ってからどのような学習をするのかという計画を立てさせる学校が非常に多くなっていますので、このような結果になっていると思います。それから、宿題や復習、予習、それから教科書使いながらの自学自習というようなところで書いてあります。また、学校質問紙調査でも保護者への働きかけとか、課題の与え方、調べたり書いたりする課題、学習方法に関する指導、教科書の活用の促しというようなことでこのような結果になっています。まとめてみますと、やはり学習習慣については依然として課題が大きいです。特に予習や復習、教科書の活用で全国や県に比べると回答状況がよくありません。一方で、学校質問紙調査の結果からは保護者への働きかけや課題の与え方などの共通理解が進んでいるものの、具体例を挙げながらの学習方法の指導や教科書の活用の促し等の面では十分に取組が進んでいない状況が見えています。これらの実態を継続的に情報提供しながら、各学校において一人一人に学びに向かう姿勢が確立されるように個に応じた指導を徹底するように求めていきたいというふうに考えております。
- また、その下に出ているのは校内研修についての設問なんですけど、やはり中学校の先生は人数が少ないですので、各学校に教科担当が1人とか、多くても2人というようなところが多いので、学校外の研修になかなか出れないというような実態がここでわかると思います。今年度はそれに対して、数学は特に数学学力向上プロジェクトということで、数学担当者会議というの

<p>を進めてきました。そういうところで学校を超えた共同というのもできるといようにチャレンジをしております。また、校長は校内の授業をどの程度見て回っていますかという設問があります。こういうところも意識して情報提供していくことで授業改善の方を進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>・ 佐藤委員長</p> <p>・ 金子委員</p> <p>・ 平野指導主事</p> <p>・ 金子委員</p>	<p>を進めてきました。そういうところで学校を超えた共同というのもできるといようにチャレンジをしております。また、校長は校内の授業をどの程度見て回っていますかという設問があります。こういうところも意識して情報提供していくことで授業改善の方を進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>・ 最後、12 ページの方をごらんください。これは、先日発行した「きょういく・さど」の方に裏面に出したものになります。保護者にもこれは見れるような状態になっております。特に2番目、3番目のところです。メディアコントロールに関する設問なのですが、やっぱりテレビゲームをするという割合が前年度よりもちょっと多くなっているなというところがあります。また、回答状況がよくなっているとはいえ、テレビの視聴時間等についてもやはり全国に比べると多いなというところもありますので、先程のメディアコントロールと家庭学習習慣の定着というのをしっかりとこれからも図っていく必要があると受けとめております。</p> <p>・ 私からは以上です。</p> <p>・ ありがとうございます。子どもたちの実態を説明いただきました、学力実態。ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>・ 特に数学がとても困った状況だと思うのですが、具体的には先生への研修を進めると、最初の計画に英語力と数学力をアップするということがあったと思うんですけども、先生への研修を中心にとということでしたよね。</p> <p>・ 教師への研修ということでは、数学担当者会議というのを今まで8回程行っております。これは、県立教育センターの高校籍の指導主事を招きまして授業を見てもらうと。その際に重点校というのを決めまして、両津中学校、真野中学校、金井中学校なんですけれども、重点校3校の先生方の授業を見て回るというのを行いました。また、重点校がそれぞれ3ブロックの会場校になりまして、午後からはブロックの中の先生方が全員集まって、重点校の先生の授業を見て一緒に協議をしたり、あとは指導主事の講義を聞いたりというようなことを行ってきました。</p> <p>・ もう一つは、数学の学力診断問題というのにも取り組んでおります。全国学力状況調査の過去の問題を使った問題を中学校2年生、来年の全国学テを受ける生徒たちを対象にして年3回その調査を行います。問題を行って、回答の集計などは全部市教委のほうでやりますし、その結果をもとにしてどこがまだ未定着だったのか、どういうところの指導を見直していかなければいけないのかということについて研修をするということで1回目は9月に行いました。2回目は本日から始まっておるところです。3回目は2月にもう一度やります。これは、県の他の市町村ともちょっと連動して行っている取り組みになりますので、その取り組みで年3回、2年生は全国学テにもつながるような問題に触れているというようなことになります。というような生徒への支援というか、取組も行っております。</p> <p>・ 何と言っていいのかわからないけども、例えば、数学担当の先生は管理</p>
--	--

<p>・平野指導主事</p>	<p>職を兼ねている方だろうと、一般の先生だろうと全員がそういうものに参加されたりしているということなんですか。</p>
<p>・金子委員</p>	<p>・ 対象は数学の授業を担当している全員になりますので、教頭先生もいます。実際研修に参加するのは教頭先生も参加されておりますし、この前は教頭先生も実際授業をして、それについてどうだったかということをお話す機会もありました。</p>
<p>・平野指導主事</p>	<p>・ こういうものは単年度だけ見て、結論づけるということも難しいかとも思うのですが、この結果を踏まえてさらにどうやってこれを改善していかうとかいう案とか、方針とかはあるんですか。</p>
<p>・金子委員</p>	<p>・ 来年度こうするというような明確なところをまだ出しているわけではないんですけども、去年1年間で幾つか試験的に授業を見て指導をするという、授業参観の助言というのを27年度に3校でやりました。それで終わりにしないで、今年度は県の指導主事と呼んでということでもできましたので、そんなふうにやってきましたし、数学の担当者会議については可能な限り続けてやっていきたいというふうに考えております。</p> <p>・ この結果を見る前から、私自身が別に数学の先生ではないし、専門的なことがわかるわけではないのですが、今ちょうど中学校が期末テストですね。私がたまたま見ている子どもたちなんですけれども、数学のテストでプリントと回答と持ってきて、ここからこのまま何問か出る、このまま出ると言っていたと。だけど、この内容はほとんどが授業で全くそこまで行けなかった内容で、一回もどうやると聞いたことがない。回答も、本当噴き出しちゃったんですけど、回答が2枚ありまして、1枚は最初にくれたんですけど、後になって先生があれ、間違いがあったと言って、修正版をまたくれたと。だけど、考え方も何にもないので、全くわかりません。でも、ここからこのまま出るんだそうですというのが何種類かあって、全部足し算するとここからこのまま出ますよと、この中の何問が出ますというのが20%とか、もうちょっとかもしれないんですけども、あるんです。子どもにしたらやっぱり何か丸暗記するというのは多分数学というものに関しては余り効果がないのかと私は理解するんですけども、何かそのようなやり方で、プラス範囲が狭い、非常に狭い。私のとこに来ている子は、そんなに人数も多くないんですけども、これはこれで純粋に間に合うのだろうか自分ですごく不安になってしまっているという現状がある。いやいや、これはちょっとやばいなと思って、この間仲川先生にも何かホームページ出ていますよというので見たら、何となくこの結果かというのがあったので、たまたま1校のその先生だったり、その生徒さんの担当というのがあるかもしれないんですけども、抜本的な何かをやらないとこの後非常に困ることが目に見えているところまで来ているんじゃないのかなとすごく心配です。本当に素人の要らないお世話かもしないですけども、非常に心配だなと思って、何かこの先考えていらっしゃるか。あとは非常にやっぱりどの子を見てもというか、本当に学年に何人かいる子を除いたら勉強しない。本当に全然しない。テスト</p>

<p>・仲川委員</p>	<p>の前になってもしない。ここ出るよと言われてもしない。それは、どのように改善していこうと思われているのかなというのがちょっと気になりました。</p> <p>・ これをやり出すと相当長くなりますが、これが大事なことで考えていますので、ちょっと一気にやらせていただきます。私は佐渡市とか、それから教育委員会のホームページをちょくちょくチェックしている人間です。今朝も見てここへ来たんですが、「きょういく・さど」が出た時に、金子委員に出ていますよと教えて、見ておいてくださいというふうに言ったつもりです。はっきり言ってショックでした。相当、去年も言ったと思うんですが、教育委員会の例えば数学の授業の改善等についての指導が児童生徒のどこまで届いていないんじゃないか。教員の授業力の質的向上を図るのは当たり前のことですけれども、それがこうやって点数になって全然現れていない。却って悪くなっていると、中学校の数学辺りは。一体これは何なのかということをお我々、特に事務局はもっと真剣に考えなきゃいかん。どうしたら結果として現れるのか。どうしたら子どもたちに届いていくのか。その手段は何なのかということをお、方法論等よく研究した方がよいんじゃないかと思えます。英語も今年から始めたわけですけれども、英語もNRT見るとどうなっているかわかるかと思うんですが、効果があればそれでいいんだけど、効果がないものをそこだけにこだわるのはおかしいというふうに考えます。是非いろいろ考えてみてください。</p> <p>・ 点数を上げる方法は3つで、1つは授業改善、これは当たり前のこと。もう1つは課外学習、朝ドリル練習したり、放課後残してやったり、これ非常に大きいですが、効果は。それから、もう1つは家庭学習をどう指導するか。この3つの視点をどうやって取り入れてやるかということで、当然正攻法でいくのは授業改善なんだけれども、そればかりに気をつけていると他のを見落としてしまいますので、ぜひ幾つかの複合的な手段で生徒の力をつけてあげるように是非してもらいたいなと思えます。家庭学習についてはもう見るも無残です。「1時間勉強しない」が半分もいたら、成績なんか上がりっこないと思えますので。その原因は何かということと同じアンケートの中にゲームの時間、テレビの時間合わせて3時間以上になるわけです。テレビとかゲームとかスマホとか合わせて3時間以上やったら家で1時間勉強できないのは当たり前だ。これはわかっていることなんですから、それをどうやって家庭の力を借りて、無理やりにでも改善していくかということをおこの手でやってもらいたいなと思えます。</p> <p>・ それから、平野指導主事をお願いしたいんですが、佐渡市の子どもたちの成績分布と新潟県と全国のをちょっと比べて見てください。佐渡市の山がどこにあるのか。恐らく上位層が極端に少なくなって、山が下位層にぐっと来ているという状況が起こっていると思えますので、何でこの山が下へずれているのかという、そこのところも押さえながら、是非、いい算段、方策を立ててもらいたいなと思えます。正攻法だけではなくて、いろいろなことを</p>
--------------	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤委員長</li> <li>・委員全員</li> <li>・佐藤委員長</li> <li>・吉田学校教育課長</li> <li>・佐藤委員長</li> </ul>	<p>やってもらいたいというふうに考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他に事務局から何かありますか。ございませんか。</li> <li>・委員の皆さんから何かございますでしょうか。</li> <li>・なし。</li> <li>・ないようですので、次に日程第 11、次回定例会開催日についてですが、事務局の説明を求めます。</li> <li>・12月の26日、27日いずれかで設定したいと思います。</li> </ul> <p><b>【各委員の都合を聞いて調整した。】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月27日火曜日午後1時30分から次回の定例教育委員会ということでお願いします。</li> <li>・それでは、以上で平成28年第16回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。</li> <li>・定例教育委員会を終了した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">午後4時18分終了</p>
--	---